

○手数料について

1. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「海洋研究開発機構」という。）との間で締結する者は、次に掲げる額の合計額を手数料として納付しなければならない。
 - ① 基本手数料 21,000 円
 - ② 提案の対象となる個人情報ファイルに対して第三者の意見書の提出があった場合、第三者一人につき 210 円
 - ③ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
 - ④ 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けたものに対して支払う額
2. 既に作成済みの独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を海洋研究開発機構との間で締結する者も、作成済みの独立行政法人等非識別加工情報の作成時の手数料と同一額を納付しなければならない。
3. 海洋研究開発機構から既に独立行政法人等非識別加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に関する提案を行い、再度海洋研究開発機構との間で契約を締結する場合は、手数料として 12,600 円を納付しなければならない。